

全日本共産党 政策（分冊）06

# 教育制度改革

出生前から18歳迄の義務教育。

## 大意

義務教育の期間を「本人(子)の出生〔前〕から身体発育終了迄の『1超+18』年間」とし、国家の責任を以て「必要最小限の道徳」〔『新「日本国憲法」案』第9条参照〕を極自然に実践し、民主的な共同体を営むに相応しい人作り」を、以下の段階に沿って進める。概ね、前半は「徳育と体育」に重点を置き、後半は各々の才能を伸ばしつつ将来の職業に直結する知育を主に展開する。

## 内容

-2. 教育の目的及び目標を根本から見直し、以下の旨と成るべく再設定の上で「教育基本法」及び「学校教育法」の全面改定を行うと共に、「家庭教育法」を新たに制定する。

### 【教育の目的】

◎日本が「安全・健康・公平・自由・純潔・清潔・平等そして平和な共同体」として確実且つ円滑そして永久的に営まれるべく、其の構成員を作り育て上げる事。

### 【教育の目標】

◎日本に於いて定住する全ての人々が、「必要最小限の道徳」を極自然且つ無意識の内に実践し尚且つ、自分が生まれ育った国土そして言葉を、生涯を懸けて体を張ってでも愛するに至らしめる事。

◎日本に於いて定住する全ての人々が、各々の能力に適した職業に就いて最大限の能力を発揮して働く事が出来、以て無意識の内に、常に且つ互いに助け合いつつ生きるに至らしめる事。

-1. 総務・文部科学・厚生労働及び環境（「公務員制度改革」成就以降は内閣府並びに教育・保健・農業・工業及び商業）の各省が推薦、国会の同意を経て内閣が任命する民間の

有識者達を委員とする「独立行政委員会」（仮称。以下、独行委）を総理大臣の直属下に置き、主に後述0.から2.迄の具体策の策定・実行及び監督の権限を託す。

0. 出生前（婚約期間（婚姻3箇月前）から結婚・妊娠を経て出産に至る迄）…

当該異性縁組（↓夫婦）に対する講座教育（各市〔或いは区並びに郡〕単位。原則として婚約の届出を行った月毎に1学級）。「夫婦の役割分担」や「躰の基本」等、婚姻と保育についての基本を、講習（原則週一回）に宿題（各家庭に於ける実習）を併用して授ける。

1. 乳児園 0～3歳（市〔区〕町村単位で設置）

◆出生後の3箇月（90日）間、当該夫婦は新生児と共に（妻と子は産科退院後）、前述の講座教育に継続して出席、其の最終日を以て同講座教育を修了するものとする。

◆乳児園へは、生後91日目に入園。原則として出生月毎に組（学級）を編成。母親が就労中の間に預かるものとし（一日に付き概（おおむ）ね10～12時間。但し、母親が残業の場合には時間を延長して対応）、原則として、夜間並びに日曜日と年末年始は休園するが、夜間又は日曜日に働く母親の為に、専ら其の子等を預かる組（々）を設置。出生月毎に、2人（男女）一組の教職員と10児前後を以て1学級とする（同じ出生月の子が15児を超える場合は複数の学級に分散）。

#### 【教育内容】

「徳育」「真似て育つ時期」であり、「三児の魂百迄も」の観点から感覚、特に視覚に訴える手法を最大限に活用し、「必要最小限の道徳」（『新「日本国憲法」案』第9条参照）に沿う善事の具体例を、(a)教職員の実行動(b)絵画及び写真を主とする図書(c)実写又は電脳画像動画（以下、電画）に拠る寸劇（円盤又はテープ）を通して繰り返し見せる。

「体育」 室内や外（園舎直ぐ近くの広場。以下、近隣広場）を歩かせる練習を、単独で立てる様に成った姿を見たら直ぐに始め、段階を追って距離を伸ばし乍ら繰り返し行い、修了迄に園舎と近隣広場との間を単独且つ往復で歩ける様にする。

## 2. 幼児園 3～6歳（市〔区〕町村単位で設置）

◆入園は毎年4回、3箇月（90日）毎。乳児園と同様（保育時間についても）、母親が就労中の間に預かるものとし、夜間又は日曜日に働く母親の子等を預かる組〔々〕を設置。2人（男女）一組の教職員と3箇月の間に3歳に成った30児前後を以て1学級とする（同じ出生月の子が35児を超える場合は複数の学級に分散）。

### 【教育内容】

「徳 育」 乳児園と同様、視覚媒体を最大限に活用。「必要最小限の道德」に沿う善事

の具体例に加え、「是をやらなければ成らない。若しやらないと、こう成って早死に・無駄死にする」或いは「是をやってはいけない。若しやると、こう成って早死に・無駄死にする」——と云う旨で、悪事が「早死に・無駄死に」（＝天寿を全う出来ない）に直結する行いである事を、具体例を挙げて教える。

▲所謂「性教育」も、「自分が生まれて今に至る迄」の親の行い（「両性の」出会い↓交際↓婚約↓結婚↓初夜↓性交↓受精↓妊娠↓出産↓保育始め）を教える一環として、此の段階から始める。

「体 育」 園舎と近隣広場との間を単独で歩ける事を確認した上で、歩く距離を徐々に伸ばし、修了迄に「片道30分・往復1時間を毎日」歩ける様にする。

▲二年目からは、歩行と並行して次の課題を与える。

☆物を持たせ乍ら歩かせる：腕力を養う。

持たせる物は徐々に重くしていく。

☆山(高さ1000〜2000m程度)を登らせ  
る…:足腰の力を更に鍛える。

☆川(岸と岸の間・幅1000m程度)を泳ぎ  
渡らせる…:衣服は着た儘。船に乗って事  
故に遇った場合等に、溺れず生還出来る  
様にする為の基礎的訓練。

☆喧嘩をさせる…:徳育と連動。団体生活の  
決まり事を先ず、身体で覚えそして判ら  
せる。

「知育」 書面に拠る視覚媒体(図書・票<sup>カド</sup>  
等)を活用し、遊びを通して文字に慣れ親し  
ませる。

### 3. 小学校 6〜12歳

(市〔区〕町村又は郡単位で設置)

◆6年間を2年ずつ、3つの段階に分けて教  
育を展開。

第一乃至第二学年(低学年)…:

幼稚園に引き続き、徳育と体育に重点。

週毎及び年間の授業時間の半分以上を其

の両者に費やす。

第三乃至第四学年(中学年)…:

知育を週毎及び年間の授業時間の過半数  
に。与え得る全ての教科・科目を何でも  
一通り遣らせる期間。

第五乃至第六学年(高学年)…:

道徳(徳育)・体育・読み書きと計算(主  
に暗算)を必修とし(第五学年では外国語  
及び個別式電脳操作も必修)、他の教科・  
科目は各児童の興味関心に応じた選択教  
科とする。教科別担任制とし、各児童は  
休憩時間を利用し各担任の教室へ移動。  
各学級固定の「観察指導担任」を、教科  
別担任とは別に配備し、各児童の成績を  
掴んだ(主に各教科別担任の報告を受け、亦随  
時、各教室での授業の様子を参観)上で週又  
は月毎に、各児童と個別相談を行い教科  
選択と其の時間配分について指導する。

◆卒業に際して、「中等学校進学全国共通試  
験」(全教科・筆記及び実技)を第六学年児

童全員に課し、各々が「どの課程の中等学校に進学するか」を、同試験の結果に拠って決める。

### 【教育内容】

「徳育」 乳児園及び幼稚園と同様に視覚媒体を最大活用しつつ、全ての児童が基本的な物事の善悪を「誰の助けも借りず、必要最小限の道徳を基準としつつ、自分一人で判断出来る」様にする。日常に在って起り得る具体事例（取り扱う数は学年を追う毎に増やし、且つ個々の内容も高度化させる）を寸劇（原則実写、止むを得ない場合には電画）の形にして見せ（円盤又はテープ）、「善か悪か」を各児童に判断させる。学年を終える毎に試験を課し（筆記と面接を併用）、「必要…道徳」に反する回答（以下、此の項に在って誤回答）が一つでも在る児童については、誤回答の数に応じて補習授業を行った上で再試験を課し、尚且つ誤回答を繰り返す児童には、進級を認めない等の措置を執る。

### 「体育」

低学年…「基礎の基礎体力」を根付かせる事に専心。幼稚園に引き続き、各自宅と学校との間を歩いて往来させる他、授業（週4～5時限）に在っては、「成るべく重い」物を持ち歩かせ、山を登らせ、河岸の間を泳ぎ渡らせ、喧嘩をさせる。

中学年…基礎体力の鍛練（週2～3時限）に加え、子供に出来得る略全ての競技を2年間で一通り、身体に無理が掛からない範囲内で経験させる（週2時限）。

高学年…授業としては、基礎体力の鍛練と単純競技（陸上・体操と競泳）のみ（週3時限）。他の運動競技については、地元のスポーツ団体（原則として市区町村毎に設置される民間の非営利法人）と連携し、全ての同学年児童に、各々の得意な競技を季節に応じて一年に二つ以上（4～9月に野球を行う者は、10～3月には送球を行う…一例）、課外活動として行わせる。

「知育」

\*低学年では読み書きと計算が中心。社会と理科は第二学年から、外国語（英語のみ）と電脳操作は第五学年から、各々始める。

◎最低目標：全ての児童が、卒業迄に「3000漢字を書け、億単位迄の暗算（和（たす）・差（ひく）・積（かける）・商（わる））が出来る」に至る事。

■各教科別概要——

〔国語〕 「読み」と「書き」とを各々別の時限（週当り各3時限）で同時進行。「読み」の教科書では、第一学年用は全ての漢字に振り仮名を付け、進級する毎に段階を追って（前の学年の「書き」で習った漢字について）振り仮名を外していく。

〔算数（数学）〕週3〜4時限。低学年では専ら計算。図形については中学年から。

〔社会〕第二学年では専ら、共同体組織の基本的な仕組みを学ぶ（人間関係の基本的な仕組み〔親子・兄弟・師弟・他人・友人・夫婦、

等々）については、「徳育」で扱う）。中学

年にて、学ぶ対象の域を徐々に拡大しつつ（市区町村↓郡↓州↓国）、地理・歴史及び公民（政治・経済を含む）の概要を並行して学ぶ。公民授業の一環として、「模擬選挙」を実施（年二回・半年毎）。学級内（第四学年では同学年内）人事について、立候補受付・立会演説及び討論を一般の公職選挙宛らに行い、秘密投票に抛り選ぶ。高学年では公民授業の一環として討論を活用（「対論」と「鼎論」を課題に応じて使い分け）し、亦、三科目の孰れか一つを特に詳しく学びたい児童の為に、特設時限を用意する。

〔理科（科学）〕第二学年から、実技（実験）中心に。

〔外国語（英語）〕会話中心。有色の外国人を講師として使う（有色人種に対する劣等感が育たない様にする意味で）。第五学年では週1回の必修とし、第六学年では各児童の興味関心に応じた選択教科とする。

〔家庭（生活）〕週2時限。第一学年では視覚媒体を中心に使い、専ら次の二つを並行して学ぶ。

- ④ 家庭（全体及び各員）の具体的役割  
⑤ 「自分が生まれて今に至る迄」：

先ず、幼児園で学んだ其を稍細かくした上で繰り返し、引き続き「夫婦間以外で性交すると、無駄死にする」旨を、性病類（梅毒・淋病・後天性免疫不全症候群等）の末期症状の実写真も交えて教え、婚外性交（所謂「姦通」や「不倫」の類）に対する恐怖心を根付かせる。

▲第二学年からは、④⑤共に問答（教師↓児童）や児童同士の討論を、④については実技も、各々段階を追って繰り返し活用し乍ら授業を進める。

〔美術（図画）／音楽／演劇〕（略）

#### 4. 中等学校 12～18歳

（郡及び指定都市（特別市）単位で設置）

◆「甲種」（指導者・経営者及び上級技術者育成課程）並びに「乙種」（一般技術労務者育成課程）の二本立て。全ての小学校卒業児童を、前述「：共通試験」の結果に基づいて孰れかの生徒とする。

甲種：初級中等学校（12～15歳）／

上級中等学校（15～18歳）

共同体に於いて、其を直接的に動かし、又は特に重い責任を大衆に対して負う職業（前者は行政政府首脳「大臣・知事・市長等」及び企業経営者、後者は医師・教師・軍及び警察の幹部・検察官・弁護士等：例）に就く人材を育成。生徒全員が上級学校卒業後に「大学」へ進学する事を前提とする。

△第二学年以降については更に、自発的意思に拠る就職対象業種関連企業での時限（パートタイム）就労を奨励する。

乙種：下級中等学校（12～14歳）／

中級中等学校（14～16歳）／

上級中等学校（16～18歳）



前述「甲種」の目標とする所以外の職業に就く人材を育成。上級学校では就職対象と成る業種の企業（在・各学校管轄区域内）に於ける実習も有り（週1〜3回）。生徒は上級学校卒業と共に各職業に就く事を前提且つ原則とし（故に3段階で2年毎に細分・専門化）、其の職業の性格から更に学力を必要とする場合については、生徒の自発的意思に抛り「高等専門学校」へ進学する道も用意。

◆義務教育は此の課程の卒業を以て終わるが、甲種に在っては「大学入学資格試験」（全国共通・筆記及び実技）を上級学校の第三学年生徒全員に、乙種に在っては「高等専門学校入学資格試験」（同前）を上級学校の第二学年生徒中の進学希望者に、各々受けさせる（甲種については「大学：試験」に合格する事を卒業の絶対要件とする）。其の上で、甲種の卒業生は一年間の「高齢者福祉無給奉仕活動」（以下、高福奉）に携わり、其の経験を大学入学の絶対要件とする。

## 5. 高等教育――

大学／高等専門学校 18歳

大学は「指導者・経営者及び上級技術者と成る者を育成する最終的機関」と定義付け、甲種上級中等学校の卒業者が全て、入学試験（前述「大学：資格試験」と其に続く各校本試験の二段階）を受け且つ合格した上で入学する事を前提とする。年限は3年以上、但し分野（学部及び学科）に抛って異なる。

高等専門学校（以下、高専）は「縊り高度な専門技術を要する職業に就く者を育成する最終的機関」と定義付け、乙種上級中等学校の卒業者中、進学を希望する者が入学試験（前述「高等：資格試験」と其に続く各校別本試験の二段階）を受け且つ合格した上で入学する事を前提とする。

◆大学並びに高専共に、  
△学業では実践に重点を置き、其の一環として、実際の事業所（原則として民間の会社）

に通い実習を行う（概ね週1〜3回）。

△卒業に際しては、一定且つ可能な限り難度が高い絶対的最低水準を設け、其に達しない者には卒業を認めない様にする事。

△各校の運営については、国立（法律に基づく「独立行政法人」を含む。以下同じ）学校を全て、新制度の施行から10年以内を用途に、県（又は州）立に移管し又は民間の非営利法人に売却する事。

## 提案理由

第二次世界大戦の結果に因る対日占領政策の下で策定された現行の教育制度は、「教育基本法」が2006年末に時の総理大臣の意向で改定された―本党の志向乃至指向する所とは異なる内容だが―他は、1947年（昭和22）5月施行以来、内容を殆ど変えずに今日に至っている。現行憲法と同様、殆どアメリカ合衆国の時の為政者達の意向と手に拠る同制度が、民主政治を営むには基盤の弱い此の

国・日本に在って、民主政治の運営に其也且つ一定の役割を担って来た事は、否めない。

併し乍ら、こうした戦後体制の下、子に拠る「親殺し」・「親に成りたくない親」に拠る「子に対する虐待」：等の極端な事々迄行かなくとも「何時でも何処でも携帯電話」や「図書館蔵書の切り抜き」に象徴される「礼儀作法の悪化乃至鈍化」―と云った、終戦迄は考えられなかった悪事が、数多く且つ日常茶飯事同然に起こり且つ繰り返されている事も亦、事実である。

親子関係は人間関係の基本且つ始まりであり、礼儀作法は同じ共同体―各家庭から国家更には全世界の人間界に至る迄―に生きる人々が「全員、互いに巧く行く」為の基本的な規範である。其等は亦、人の本能の制御に関わる事であり、「三児の魂、百迄も」との諺が示す様に、極小さい内に覚えさせそして判らせなければ根付かないものが多々在る。そして、人が「共同体に在って、互いに関わり

合い乍ら生きる動物」である以上、家庭内は勿論、家庭同士・町内・地域内そして国家内「更には国際社会」に在って、こうした人間関係の基本に係わる基準・規範が違つて良い訳が無い。悪事は、人間関係の基本に係わる基準、其が互いに違ふ事同士の衝突から生まれる。

他方、人は各々、能力が異なつており、亦、働かねば生きられない。従つて人の共同体は、其の構成員である各人の能力に応じた働き同士の連携に因つて生まれ、そして維持されている。其の共同体が「永久的に生まれ、そして堅持・護持される」か否かは、其の共同体を構成する各人が各々の能力を最大限に發揮し、其等が円滑な状態で陰に日向に連携し得るか否かに掛かつている。各人が自身の能力を最大限に發揮して働き得るか否かは、最終的には就職後の各人の「やる気」如何に係るが、其の下地・即ち基礎的な知識と技術を得るのは結局、学校教育の場で、と云う事に成

る。職場と云う所は概ね「会社」即ち「営利追求の場」であり、経営者にとつては当然乍ら、「新人即戦力」である事が都合が好い（＝新人教育に殆ど手間暇を掛けずに済む）からである。――こうした事も考え併せると、国家機関には、子供の身体が成熟し且つ基礎的判斷力も充分に根付く迄は、其の子供（達）の成長に責任を持つ義務が在る――と本党としては考へる。

其処で本党・全日本共和党は、対日占領政策の下で策定された現行の教育制度、更に此の国・日本の国民性をも一旦、零から見直し、新たな国民性の創造・構築そして確立をも目指す姿勢を立てた上で、出生、否、其の前・親と成る両性の婚約時に迄遡り、其処から結婚・出産・保育を経て本人が社会に出得る年齢に達する迄の間を一括して国家の責任で教育を行う「出生前から「1余り+」18年間の義務教育」を軸とする、新たな教育制度を此処に提案する。

此の新たな教育制度の下、全く新しい「罪の文化」―但し、一神教（基督教キリストや帰依教等イスラム）に基づく欧米等の其とは違ふ―を創造・構築そして確立し、少なくとも此の国・日本に生まれ乍ら定住する全ての人々が、「人間として生きる為に必要な最小限の基準乃至規範（＝必要最小限の道德）」を「確實且つ極自然に（＝無意識の内に）」実践する中で各々、確實に自らの適職に就いて最大限の能力を發揮して働き、以て此の国が永久的に「安全・公平・平等そして平和な共同体」として営まれる事を目指しそして叶えたい。

「世間からどう見られるか」を基準とし、其に反する行いを「恥」として戒めて来た此の国・日本の人々。併し乍ら、能く考えてみると、「世間」の中身は、時の風潮や為政者の意思（思惑）等に因って変わるもの。其の「中身」が「自身が生きる為には、他者の物を盗ったり、他者を危あめても良い」旨と成る事も、論理的には在り得る。

尚、出生前から幼児期迄の段階に於ける教育の所轄機関を「独立行政委員会」とするのは、「婚約・結婚そして妊娠」と云う子作り・子育ての「前段階」で先ず、「医療」「社会福祉」そして「労働」（以上、厚生労働省所轄）と密接に関わって来るからであり、亦、視聴覚媒体の活用と云う意味では「放送」（総務省所轄）とも少なからず関係するからである。

甲種上級中等学校卒業から大学入学迄の間に課す「高福奉」とは、早い話が、高齢者（老人）に対する介護や介助を「無賃金」で行う事である。其を何故、大学入学の条件とするのか。―其は、高齢の扶養親族を抱え且つ収入が低い―特に、職業介護の利用に必要な金銭を支払えず、世帯主本人が仕事を休んで介護に当らざるを得ない―世帯を少し（週に5乃至6日、朝から夕方前に掛けてのみ…原則）でも経済的に救う（無料）手段と成り得る―但、当該低収入世帯の高齢者達を大学に進学し得る人々「18歳人口中の概ね1乃至2割程度か？」

のみで介護・介助し伐れるかどうかは判らないが——と考えるからであり、亦其以上に、身体が衰え弱く成っている人々に対する「思い遣り」と「優し<sup>やさ</sup>さ」が無ければ「皆が上手く行く」状態で共同体が営まれる事は在り得ず、高齢者を介護・介助する事は、其の「思い遣り・優し<sup>やさ</sup>さ」を身体で覚え理解しそして鍛え上げる為には格好の「極身近な現場」と成り得る——と考えるからでもある。

### 【教科書の在り方】

「小学校からの」教科書は、各々の児童そして生徒が自ら考えそして判断する、其の能力を育てる過程を助ける為の書。従つて教科書の内容は、政治・社会そして文化「特に宗教」に関しては「中立」——原点（＝普遍且つ絶対の基準）が確立（↑必要最小限の道徳に沿いつつ）された上での（＝時の体制或いは多数意思に引き擦られるのでは無く）——が確保される必要が在る。人が生きていく上で選

択肢の無い「自国語の読み書き」及び「必要：道徳」について以外、国内的或いは対外的に対立し且つ解決を見ていない課題については両論を併記し、各々の児童そして生徒に自ら考えそして判断させる様に作られなければ成らない。

教科書検定については、縊り民主的な方法（文部科学「公務員制度改革後は教育」大臣が推薦し内閣の承認と国会の同意を経る、10～15人の民間有識者の合議に拠り合否を決定：例）で行う事を条件に存続すべきだが、以上に述べた「政治・社会そして文化に関する中立」が厳密な形で確約されるならば、国定でも良からう。但し後者を採る場合も、内容の最終決定に際しては可能な限り民主的な方法（同前：例）で行わなければならない。

付記として——

芸術とスポーツの振興について

▲「芸術基本法」を制定し、他方で「スポーツ基本法」を全面的に改定。芸術とスポーツが各々、「自己責任に拠り行われ、其の振興と普及は民間の主導に拠り行われるべきもの」である事を原則として、前記二法に表記。国家（中央・政府）が芸術とスポーツに関して行うべき施策を次の各件に限定。

▽芸術「の統括」及びスポーツ「の統括」を目的とする非営利法人（財団又は社団）に対する寄付を行い易くする事（税額控除等）。

▽芸術及びスポーツを目的とする施設設備の造成・建設に必要な土地の優先的な提供。

▽刑事事件に直結する行いが生じた場合の、仲裁又は制裁を含む指導。

▲「国民体育大会」等の芸術及びスポーツ行事の開催からの撤退（当該各行事の存廃については原主催者（「国民…」の場合は『日本体育協会』）の判断に委ねる）。

▲「国立劇場」や「国立競技場」等の国営（独立行政法人の経営に拠るものを含む）の芸術及びスポーツ施設を、「事業の永久的な継続」を絶対条件として、民間の非営利法人（公益財団法人又は公益社団法人を優先）に売却。

基本的に、芸術とスポーツの振興は、学校教育の一環として行う基本的なもの以外は民間に任せ、其に掛かる金銭については、公金（主に税金）を極力使わず、民間の企業有志が毎年の生業で生ずる純利益の一部を振興基金として確保の上で必要に応じて投資する様にすべし、と本党は考える。

何故なら、芸術とスポーツは共に元来、物的にも精神的にも「ゆとり」が在る中で自己責任に拠って行うものであり、「其をやらなければ人の生命に関わる（＝やらなきゃ死ぬ）」ものでは無いからである。

オリンピックをを目指すスポーツ選手達は「勿論、職業スポーツの選手達も」、一つの

競技に敢えて生命と金銭を賭け、時間も其に費やして傷だらけで其の競技に勤しんでいる。其は其で結構。但、其は飽く迄、自己責任の領域だ。元来は「やらなきゃ死ぬ」訳では無い・日々の生業で得られる「ゆとり」を活用して「楽しんでやれば良い」行いに「敢えて自分の責任で」生命等を賭け、自身を追い込みつつ傷だらけでやっているのだ。

そうした自己責任に拠る行いに掛かる金銭については、若し当事者（選手更にはコーチ・監督等）側で全てを賄い代れないならば、後援者と成り得る「民間の」法人を見つけ出し、亦、其の競技に関心を持つが故に金銭を払って観客と成る人々にも呼び掛けて入場料を余計目に払って戴く―と云う行動を通して掛かる金銭を確保するのが「筋」と云うものだろう。本来は「楽しんでやれば良い」行いだから、其処には「好き嫌い」が必然的に生ずる。其の競技が嫌いな人々にとって、当該競技について公金（主に税金）が注ぎ込まれる、と在っ

ては「馬鹿馬鹿しい」以外の何物でも無かるうし、況して税金が引き上げられるならば尚の事、「腹糞煮え滾る」思いに駆られよう。

但、芸術とスポーツは共に、見る人々に夢と希望を与える要素を本質的に持つており、子供達にとつては特に、憧れの対象ですらある。此の点を考慮しつつ、民間主導の下で掘り多くの人々が芸術やスポーツに対して物的（主に金銭的）支援を自発的に行い易くする様、前述の諸施策は国家に拠る最小限の関与の手段として行わざるを得なからう。



2020年に行われるオリンピック（「ストークマンデビル記念・国際身体障害者スポーツ大会」（パラリンピック）も）は、『国際オリンピック委員会』（IOC）の総会（2013年9月）に於ける投票の結果、東京区部を主開催地として日本で行われる事と成つてしまった。

若し、オリンピックの開催地の決定について、投票権が世界の全ての成年者たる人々に

在るならば（現実には記章獲得済の現役選手を含む百数人のIOC委員しか行使出来ないが）、本党としては全黨員を動員してトルコ共和国（主催催地：イスタンブール）に投票する所だった。何故なら――

① 西亜細亜で初めて・中東で初めて・帰依教国家としても初めて。未だオリンピックが行われた事が無い地域――開催地を固定せず持ち回り式で行う以上、そうした所で優先的に行われるべき――で初めての開催。

② 今そして7年後の日本（と云う国家）には、他の諸案件に優先させてでも「オリンピック」と云う「其をやらなきゃ死ぬものでは無い事を敢えて自己責任で行っている極一握りの人々が演ずる」一時の宴に数百億乃至数千億円を投ずるだけの「ゆとり」が無いからである。2011年（平成23）3月11日の「東北地方太平洋沖地震」（以下、「3・11」）からの復興に少なくとも一〇年は掛かる、其の真つ最中であり、併し

ながら其の復興も殆ど儘成らず、其の上、「3・11」に拠る原子力発電事故の後始末も「石棺」の設置すら行われぬ――と云った状態の中で同じ大共同体（＝国家）の首都と其の直ぐ周りのみで一時限りの「宴」が行われる、と在っては「3・11」の被災地群・特に福島県内――壊れた原発が海岸部に在る――の住民達としては不快な思いと成る事、間違い無かる。オリンピックの開催で得られる金銭が被災地に一銭たりとも入らない事を考え合わせるなら、其は尙更だ。日本に於いてオリンピックを催す――飽く迄民間主導に拠り――のは、先ず「3・11」から「復興した」と言い切れ且つ原発の事故現場から放射能が出る可能性が無い状態に至り、亦、国庫債券を新たに発行する必要が無いだけの財政が叶い、更に、スポーツ「そして芸術」に掛かる全ての金銭が民間有志で賄い得るだけの土台が根付いた確証が得られてから、にすべきだった。――其が、複数の死傷者迄



出した「デモ↓暴動」そして自国のレスリング選手団に抛る薬物不正使用―と云ったトルコの自滅的行動に「救われる」格好で、「3・11」からの復興が程遠い中での「宴」が行われる事と成ってしまった。

## お断り

此の文書は未完の状態であり今後、順次且つ随時、加筆補充する予定です。

全日本共和党 政策（分冊）06

2014年12月1日 発行

発行者 佳羅電役

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

【お問い合わせ先】

[Safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp](mailto:Safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp)